

連絡事項

いつもお世話になります。下記の通り連絡させていただきますので、よろしくお願い致します。

送信先

みなぞ住民投票！ご担当者様

送信枚数

1枚 (但し、本状を含みません)

送信日時

令和 2 年 6 月 24 日 (水)

AM (PM) / 時 30 分

内容

いつもお世話になります。

回答が遅くなりまして、誠に申し訳ございません。

別添の通りお送りさせていただきます。

以上、何卒、宜しくお願い申し上げます。

発信元 公明党大阪市会議員団

担当 飯塚

〒 530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

TEL 06-6208-8630

FAX 06-6232-0857

発信元：公明党大阪市議員団

質問 1

大阪市内には、総人口の約5%もの外国籍住民が暮らしています。2015年の特別区設置の住民投票においては、外国籍住民の投票権が認められず、数多くのご意見を頂戴しておりました。

大阪市の将来を決定する重要な住民投票への投票権を認めて欲しいという、外国籍住民の方の思いをしっかりと受け止めております。

しかし、特別区設置の住民投票は、国で定められた「大都市法」の規定に基づくものであり、住民投票については公職選挙法を準用して実施されます。

よって、国において外国籍住民への投票権について検討を進めるべきと考えます。

質問 2

市民の生命・健康・生活を守るため、新型コロナウイルス感染症対策を全力で取り組むことは非常に重要であり、公明党においても最優先事項です。

それとともに、今後、到来する少子・高齢化社会を見据え、大阪の中長期的なビジョンを示す特別区設置については、数年にわたり議論を積み上げてきましたので、継続していくべきと考えております。

よって、懸念されています新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波等の感染症の状況に注視しながら、住民投票を実施していくべきと考えます。